

(様式第47号)

診療用放射線照射器具（装備する放射性同位元素の物理的半減期が
30日以下のもの）に関する変更届

年 月 日

保健所長 殿

管 理 者
(住 所)

(氏 名)

診療用放射線照射器具について、下記のとおり変更しますので、医療法施行規則第
29条第2項の規定により届出します。

記

- 1 病院（診療所）の名称
- 2 所 在 地
- 3 変更予定年月日 年 月 日
- 4 使用開始予定年月日 年 月 日

(診療用放射線照射器具の一部廃止、核種の変更等の場合)
別紙5を添付すること。

(診療用放射線照射器具を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射
線診療に関する経歴を変更した場合)
別紙5と併せ次の表を提出すること。

診療用放射線照射器具を使用する医師、歯科医師、診療放射線技師							
変 更 前				変 更 後			
職 種	氏 名	免許 番号	放射線診療 に関する経歴	職 種	氏 名	免許 番号	放射線診療 に関する経歴

別紙 5 診療用放射線照射器具（半減期が30日以下のもの）の届出様式

病院（診療所）名		整理番号	1	2	3	
所在地		区分				
照射器具	放射性同位元素の種類					
	型式					
	筒数					
	数量					
	最大貯蔵予定数量					
	一日最大使用予定数量					
使用室	使用室名					
	使用室の構造					
	材質等	天井				
		床				
		壁				
	最大使用数量					
	画壁の外側における実効線量					
出入口						
使用室である旨の標識						
貯蔵施設	貯蔵方法					
	貯蔵室	貯蔵室の構造				
		材質等	天井			
			床			
	壁					
	最大貯蔵可能数量					
	貯蔵室の開口部（甲種防火戸）					
	出入口					
	扉等の外部に通ずる部分の鍵等					
	外側における実効線量					
	貯蔵施設である旨の標識					
	貯蔵箱等	貯蔵箱等の構造				
		ふた等の外部に通ずる部分の鍵等				
		画壁の外側における実効線量				
貯蔵施設である旨の標識						
貯蔵運搬容器	容器の外側における実効線量					
	貯蔵（運搬）容器である旨の標識					
	貯蔵する放射性同位元素の種類と数量の表示					
放射線治療病室	放射線治療病室の名称					
	放射線治療病室の構造					
	画壁の外側における実効線量					
	放射線治療病室である旨の標識					
管理区域	病床数					
	管理区域である旨の標識					
	管理区域の外側における線量					
その他	管理区域の境界におけるその他の立入禁止措置					
	注意事項の掲示（従事者）					
	敷地内の居住区域及び境界の実効線量					
	注意事項の掲示（患者）					
	その他の患者の被曝防止措置					
	放射線治療中の患者に付する標識					
集中治療室等での使用予定						
被曝防止のための器具						
従事者の被曝測定方法						
診療用放射線照射器具を使用する医師、歯科医師、診療放射線技師	職種名	氏名	免許番号	放射線診療に関する経歴		

注意事項

- 1 事前の届出ではあるが、病院又は診療所を開設する際診療用放射線照射器具を備え付ける場合、既存の病院又は診療所で①建物の構造等を変更する場合②診療用放射線照射器具を新たに備え付ける場合又は増量する場合③新たな核種の診療用放射線照射器具に変更する場合は、何れも開設許可（診療所は届出。以下同じ）及び使用許可（無床診療所を除く。以下同じ）又は開設許可事項の変更許可（診療所は届出。以下同じ）及び使用許可の対象となる。
- 2 診療用放射線照射器具の届出は、個々の診療用放射線照射器具毎の届出でなく、病院（診療所）としての診療用放射線照射器具全体を届出するものであり、個別の器具の新設・廃止等は何れも手続きとしては変更となる。
- 3 使用許可の対象とならない変更（一部の器具の廃止であって、廃止に伴い構造設備の概要に変更を生じないもの等）又は全部廃止の届出は、様式第47号又は様式第53号にこの別紙5を添付して行うこと。

記入要領

- 1 診療用放射線照射器具の届出は、個々の診療用放射線照射器具毎の届出でなく、病院（診療所）としての診療用放射線照射器具全体を届出するものであり、個々の診療用放射線照射器具の更新等の場合も、全照射器具を記載すること。
- 2 該当しない箇所、特に記入を要しないものについては、「-」を記すこと。
- 3 「整理番号」は、病院（診療所）における診療用放射線照射器具の種類が分かるよう「1」から連番とすること。
- 4 「区分」は、新設、廃止、更新等診療用放射線照射器具毎の届出の理由を記入すること。なお「更新」については、例えば、整理番号「1の更新」等更新前の照射器具が分かるようにすること。
- 5 「放射性同位元素の種類」は、医療法施行規則別表第三の放射性同位元素の種類により記入すること。
- 6 「数量」、「最大貯蔵予定数量」、「一日最大使用予定数量」、「最大貯蔵可能数量」は、それぞれベクレル単位をもって表した放射性同位元素の数量を記入すること。
- 7 「使用室名」、「放射線治療病室」等で、設置していない場合は、「-」を記入し、その理由を別紙で提出すること。
- 8 「使用室の構造」、「貯蔵室の構造」、「貯蔵箱等の構造」、「放射線治療病室の構造」は、耐火構造、不燃材使用、その他の別を記入し、その他の場合は具体的内容を記入すること。
- 9 「材質等」の「天井」「床」「壁」は、「使用室の構造」、「貯蔵室の構造」と全部又は一部が相違する場合のみ記入すること。
- 10 「出入口」は、人が常時出入りする出入口の数を記入すること。
- 11 使用室、貯蔵施設、貯蔵（運搬）容器、放射線治療病室の「画壁の外側における実効線量」、管理区域の「画壁の外側における線量」は、それぞれの測定値を記入すること。
- 12 「使用室である旨の標識」、「貯蔵施設である旨の標識」、「貯蔵（運搬）容器である旨の標識」、「貯蔵する放射性同位元素の種類と数量の表示」、「放射線治療病室である旨の標識」、「管理区域である旨の標識」、「注意事項の掲示（従事者）」、「注意事項の掲示（患者）」、「放射線治療中の患者に付する標識」、「集中治療室等での使用予定」については、それぞれの有無を記入すること。
- 13 「使用室」、「貯蔵施設」、「貯蔵（運搬）容器」、「放射線治療病室」について、照射器具の種類毎に特定して使用している場合は、該当欄を区切って照射器具との相関関係が分かるように記入すること。
- 14 「使用室」、「貯蔵施設」、「貯蔵（運搬）容器」、「放射線治療病室」を複数設置（備え付け）している場合で共用している場合は、該当欄を区切って記入すること。
- 15 「貯蔵方法」については、貯蔵室、貯蔵箱、貯蔵容器の別を記入すること。
- 16 「管理区域の境界におけるその他の立入禁止措置」「その他の患者の被曝防止措置」は、管理区域である旨の標識、注意事項の掲示等この様式に項目のある以外の措置をしている場合は、その概要を記入すること。
- 17 「被曝防止のための器具」は、プロテクター等の防護用具の名称と数量を記入すること。
- 18 「従事者の被曝測定方法」は、フィルムバッチ、ポケット線量計等の被曝測定器具の名称等を記入すること。

添付書類

- 1 診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設、放射線治療病室の平面図（使用室等の構造、標識、注意事項を記入すること。）及び側面図。
- 2 施設の防護に関する検査・測定結果（責任者の所属、職氏名を記したもので施行業者・測定業者のものでも良い）。
理論計算により規制値を算出した場合はその計算書。
- 3 管理区域を明示した放射線診療関係施設の平面図。
- 4 放射線診療関係施設の周囲の状況のわかる平面図の概念図（上下階を含む）。